

平成 24 年度第 1 回

八戸市健康福祉審議会 健康・保健部会 議事録

日 時 平成 24 年 10 月 17 日（水） 午後 1 時 30 分から
場 所 市庁本館 3 階 議会第一委員会室
出席委員 7 名 岸原千秋委員、佐藤章子委員、山本義一委員、渋田大路委員、
上野律子委員、熊谷満美子委員、宮川隆美委員代理岡本芳明次長

事務局 市民健康部：梅内市民健康部部長、木村次長兼健康増進課長、
鈴木母子保健 GL、西村管理 GL、石藤成人保健 GL、
江渡技査、小笠原技査、高橋主事
南郷区役所：四戸南郷保健センター所長

〔開会〕

● 司会

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会進行を務めます、健康増進課の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、開会に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。まず、あらかじめお送りしておりました資料でございますけれども、本日の健康保健部会の次第、それから資料の 1 から 4 まで、さらに参考資料の 1、2 となっております。また、本日配布の資料でございますけれども、席図、それから健康保健部会の委員名簿、さらに本日は使用しませんけれども、保健業務概要の冊子、それから八戸市の福祉の冊子でございます。こちらは参考としていただければと思います。資料等に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより、平成 24 年度第 1 回八戸市健康福祉審議会健康・保健部会を開会いたします。

はじめに、本日の出席状況を報告いたします。宮川委員の代理で、三八地域県民局地域健康福祉部 岡本芳明次長が出席され、副部会長の瀧澤委員が都合により欠席とのご連絡をいただいております。半数以上の出席者でありますので、八戸市健康福祉審議会規則第 4 条第 2 項により会議が成立いたしますのでご報告いたします。

〔職員の紹介〕

● 司会

ここで、議事に入ります前に、事務局職員の交替がございましたので、ご紹介いたしま

す。梅内昭統 市民健康部長でございます。

● 梅内部長

市民健康部の梅内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

● 司会

それでは、岸原部会長よりご挨拶をお願ひいたします。

〔岸原部会長挨拶〕

● 岸原部会長

皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日の会議は、これまでの健康はちのへ21という計画の中で歯科保健の推進をしているわけなのですが、昨年の8月にですね、国のほうで歯科口腔の推進に関する法律というものを制定いたしました。そのことに伴いまして、県市でもですね、その理念に基づいて歯科口腔保健の施策をさらに充実させたいというためにですね、この条例を作ってきてはどうかということにつきまして皆様から色々なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔会議録公開説明及び議長へ議事進行〕

● 司会

ありがとうございました。

また、あらかじめお伝えしておきますが、この会議の議事につきましては、「八戸市付属機関の設置及び運営に関する要綱」の第6条により会議録を公開いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行は、八戸市健康福祉審議会規則第4条第1項により部会長が務めることになっておりますので、岸原部会長よろしくお願ひします。

● 岸原部会長

それでは議事に入りたいと思います。まず議事の1、仮称ですが、歯科口腔保健の推進に関する条例制定につきましての①「八戸市の歯科保健の状況」につきまして、事務局より説明をお願ひいたします。

〔議事1 (1)〕

健康増進課の石藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。それでは、八戸市の歯科保健の状況について御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。八戸市における歯科口腔保健の取り組みの現状について御説明いたします。これは、市や県、施設、歯科医師会などが実施しております、歯科健診や健康相談などの歯科口腔保健事業を、妊産婦・乳幼児などのライフステージごとに、まとめたものでございます。妊産婦へは、母子健康手帳交付時に行っておりますマタニテ

ィ健康相談で、歯の健康に関するリーフレットの配布や歯の健康相談等を実施しております。また、八戸歯科医師会では、「歯ッピーはちのへ」のイベントで、歯の健康相談、ブラッシング指導などを毎年6月の歯の衛生週間に合わせて開催しております。また、乳幼児には、健診として1歳6か月児や3歳児健診における歯科検診、幼稚園・保育園での歯科健診、保健師による健康教育や健康相談、3歳児健診で「よい歯」と診断されたお子さんとお母さんを対象としたコンクールが行われております。学齢期では、小中高校など学校での歯科健診が実施されております。成人では、健診として歯周疾患検診を40・50・60・70歳の節目の方に対して実施しております。また、職場の健診では、有害な物質や粉塵などの環境で従事している人へ歯科検診が入っているところもあると聞いておりますが、ほとんどの職場では、歯の健診は、実施されていようです。高齢者の方々には、口腔機能のほか運動機能や栄養状況などをみる質問紙票を65歳以上の方ですが郵送し、チェックしていただいた結果をもとに、必要な方へは口腔機能向上のための介護予防事業を実施しております。また、歯科医師会主催でよい歯の先輩コンクールも開催されております。高齢者・障害者の方々へは、施設での歯科検診がありますが、歯科医師により、在宅での歯科診療も行われております。

次に2ページをご覧ください。歯科保健に関する統計について御説明いたします。まず、訂正ですが、3行目の文章の中で、「八戸市」の1歳6か月、3歳児ともにの次に「むし歯有病率」とありますが有病率のところには者が入って、有病者率になります。また、グラフの上の①のところですが、むし歯有病者率の「者」と「病」が逆になっておりますので訂正をお願いします。(1) 幼児のむし歯有病者率ですが、グラフの黒の実線が八戸市です。1歳6か月児、3歳児どちらも年々減少傾向にありますが、「全国」より高く、「青森県」よりは低い状況です。

3ページをご覧ください。(2) 幼児一人あたりのむし歯の本数は、むし歯有病者率と同様に年々減少傾向ですが、「全国」よりは多く「青森県」よりは少ない状況です。こどもさんのむし歯については、県の統計よりは良いのですが全国レベルには達していません。

4ページをご覧ください。(3) 幼児の間食の状況ですが、このデータは、1歳6か月児健診、3歳児健診で質問をとってありまして、その質問を元にまとめています。間食を与える時間を決めている割合は、1歳6か月児、3歳児ともに増加しており、青森県よりも高い状況です。甘味食品を1日3回以上習慣的に飲食する割合は、横ばいで、青森県よりも高い状況ですので、見直していかなければならない状況です。

次に5ページをご覧ください。(4) 児童生徒のDMF歯数です。DMFとは、表の下に説明がありますが、Dは処置していないむし歯、Mはむし歯が原因で抜いた歯、Fは処置したむし歯ということで、むし歯になった経験のある歯の合計の数です。12歳児のDMF歯数は、「全国」「青森県」では、年々減少傾向にありますが、「八戸市」は平成19年度までは横ばいで、20年度以降は減少傾向です。なお、12歳児のとらえ方ですが、健康はちのへ21計画では、ずっと小学校6年生を12歳児ということとっていましたが、中学1年

生を12歳としてとらえるデータもありまして、このグラフは、中学校1年生のお子さんをとったデータです。

次に(5)歯周疾患検診ですが、グラフにありますように、低い受診率で経過しています。歯周疾患検診は、平成13年度から40歳・50歳の節目の方を対象として始まりまして、平成16年度から60歳・70歳の方を対象に加えて実施して現在に至っています。平成13年度から16年度までは、40・50歳の方へ個別勧奨を実施していましたが、年齢拡大もありまして周知方法を見直し、費用対効果を考え17年度から個別勧奨から町内回覧、広報はちのへ等の掲載、ポスター作成等による周知に切り替えております。しかし受診率が低いため、平成20年度からまた40・50・60歳の方の特定健診対象の方に合わせて個別勧奨のお知らせを入れておりますが、受診率は横ばいです。

では、6ページをご覧ください。(6)歯や口の健康状況を定期的に病院等でチェックしている市民は、今年度6月に実施しましたアンケートの結果28.4%でした。年代を見ると60歳代の方が一番多いです。(7)自分の歯が何本あるか知っている市民の割合ということで、これは食育アンケートの中でとってみました。アンケートの結果知っている市民は57.6%でした。

では、7ページをご覧ください。ここでは、「健康はちのへ21計画」における歯の健康領域の評価をまとめております。今年度は、「健康はちのへ21計画」の最終評価の年で、現在国や県の評価方法を参考に各領域ごとに評価作業を実施しております。評価方法は、資料にありますようにA～Eまで5段階に分け、Aは目標に達した Bは目標に達していないがスタート時より改善傾向にある Cは変化なし Dは悪化 Eは評価困難として、それぞれの指標を評価してみました。評価結果、歯については11項目25指標ありますが、A評価は14 Bは8個 Dは3つでした。表をみますと、むし歯に関する項目が11指標ありますが、ほぼ目標を達し改善傾向にあります。ただ、むし歯については3歳児と中学生の女子は、改善傾向にあるものの、おしくも目標には達しませんでした。なお、各種統計でご説明いたしましたグラフでは、むし歯有病者率ということで、むし歯になっている割合を説明いたしましたが、健康はちのへ21計画では、国や県の計画と合わせて「むし歯のない幼児や児童生徒」と表して指数を定めております。幼児の間食の与え方についても改善傾向にありますが、4指標のうち3指標が目標に達していません。フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児も、増加傾向ですが、目標に達していません。歯に関する健康教育実施校と昼食後の歯磨き実施校は、小学校が100%で、目標を達しております。大人については、60歳以上で24歯以上、80歳で20歯以上を有する人の割合は年々増加して目標を達成しました。歯周疾患検診の受診率は、減少しており目標を大きく下回っております。

今後の課題としましては、幼児期のむし歯有病者率の減少のためには、早い時期の妊娠期・乳児期からの取り組みが必要です。今後も引き続き両親等家族に対する歯の健康の重要性と予防についての普及が必要です。それから児童・生徒も、むし歯予防の取り組みや歯に関する健康教育の継続が必要です。それから歯周疾患予防のために、若い世代から正

しい知識の普及啓発が必要です。ということで、1 番についての説明を以上で終わります。

● 岸原部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

● 渋田委員

資料 6 ページの定期的に歯や口の健康状態をチェックしている市民の割合なんですけれども、これが非常に高い数値ですね。普通、歯科医院に治療で通うのがだいたい 2 パーセントと言われているんですね。月に。年間で見ると、やっぱり 10 パーセントをかけるくらいの患者っていう風に言われています。なので、これですと、健康な状態でチェックに行くわけですよ。定期的に。という割合は、日本の場合は 2 パーセントあるかないかといわれてる状態なんです。ですから、八戸市民がこのようにですね、定期的に行かれていますのであれば、もっとよい状態が得られているはずではありますが、その歯周疾患検診の実態を見てもですね、非常に低い割合ですので、自主的にこのように 30 パーセント近い方が行っているとは思えないんですね。対象がですね、健康はちのへ 21 という場でのアンケートなんですか。

● 石藤GL

このアンケートは、市民の方無作為に千人の方を抽出して、色々な年代の方にアンケートを送りました。返ってきたのが、50 パーセントくらいでしたが、今回は、歯に関する質問をぜひ取りたいと思ひまして、「歯や口の定期的なチェックしていますか、していませんか」という質問をしました。捕らえ方として、私達の方では歯や口の定期的なチェックで、何も治療する歯がなくても自主的に検査に行き、歯石を取ってもらったりという風なことをどれだけしているかということを知りたくて取りましたが、実際は治療している人も入っているかもしれません。私達もちょっと高いなと思ひ、歯周疾患検診の受診率と整合性が取れてないような気がしたのですが、そのような質問の仕方で行いました。

● 渋田委員

実態としてこういう風になっていただければ、いいと思うんですが、ちょっとかけ離れてるかな、という感じがしました。

● 石藤GL

ただ、アンケートでは毎年検査しているかなどは詳しくは聞いていません。

● 渋田委員

この定期的というのが、どういう期間なのか、今ですと三ヶ月四ヶ月に一回、健康な状態で行くというのが、これにあたるんだろうとは思いますが、治療ではなくケアに行くという、その辺も市民の見方の捉え方が違うのかな、という部分がありますね。

● 石藤GL

次のこの健康はちのへ 21 計画を立てるときに、このデータを分析していきたいと思ひます。

● 岸原部会長

他にごぞいますでしょうか。

● 山本委員

歯周疾患検診の受診者がですね、極めて低い数字。これはですね、もちろん八戸だけが抱えている問題じゃなくて全国的に低いんでしょうねこれは。そういう統計は。

● 石藤GL

県平均のデータが出ているかと思いましたが、データはありませんでした。県内の他市青森市や弘前市はどのようにしてるのか参考にしたいくて、問い合わせをしたら、手元に数はないのですが、確か八戸よりは若干良かったですが、極端に高いわけではなかったです。

● 山本委員

課題として三つ挙げてるんですが、若い世代からの普及啓発という表現はしてますけれども、なかなか上げるというのは大変なんでしょうね。

● 石藤GL

そうですね。歯周疾患検診が10年に一回ということで、その機会を逃すと次に検診するのは10年後になってしまいます。受けやすい環境やPRも考えていきたいと思っています。それから料金ですが、一回受診すると千円の自己負担をいただいています。他の市町村では、500円とか、無料という形で実施しているところもありますので、その辺の検討とか、特に40代の方など、若い年代からの周知が大事だと思っています。

● 上野委員

先程の検診に関わる部分なんですけれども、せっかく自分が委員になったので、行ってみたんですよ。そのときにまずご高齢の方は、結構国保、保険のほうを使ってなんですけど、自分とかは国保ではなくて、結局一通り色々調べてもらって、ちょっとした治療があったときに、検診が千円だけど、治療はプラスでかかっちゃうから、あえて検診じゃなくて、ケアなんですかね、その歯周検診とは別の形でのほうがいいのかなど。私も自分でも減多に行かないので、ちょっと判断ができなくて、それとして行ってもそれとしてカウントされない部分もあるのかなというか。本当に慣れない世界なのでなかなかわかんないんですけど、逆に行ってみることで多少なかかわりが持てて、そういう疑問ももてたかなと思ってるんですけど。

● 渡田委員

これはですね、あくまで検診なものですから、治療が必要になると改めて治療をということになりますので、治療とは別なものと考えていただいて、そのきっかけとしてやっぱり検診ですので、自分がどういう状態なのか確認していただくための検診ということで。

歯科医師会の中でも、数が少ないものですから、なかなかいつもある検診というわけでもないですので、確かに混乱する場合もあるんですけど、検診と治療というのは別なものだというご理解をいただければ。ただやっぱり実際に見るとですね、ほとんどの方が

治療が必要なケースが多いですから、そういう自分の状態を知るきっかけとしては検診にもっと来ていただいて、必要であれば治療に進んでいただくのがいいと思います。

歯周病というのは自覚症状がないものですから、むし歯ですと行きたくないんだけど我慢できないから行くっていうケースがあるんですが、歯周病だと自覚症状がないものですから、自覚症状が出て初めてってということになるんですが、もう後に戻れないくらいのさらに進行した状態でないと自覚症状が出てこないの、先程から出ていますように若い時期にしっかりと知識をもって自分の健康を守るという意識を持ってもらうことによって、高齢になったときに自分の歯を守れるという生活の質のためには、早いうちから取り組むことが必要になると思います。

● 上野委員

それで、きっかけとして節目の検診で行って、結果的には治療という形で入ったにせよ、これであっていった部分に関してはこれにはカウントされてないんですね。

● 石藤GL

歯周疾患検診としてその対象年代の方が歯の受診をするとカウントされている。

● 上野委員

じゃあ、私みたいな人がこれをきっかけで行って、結果的にはでも治療ってなった場合でもこのカウントは入るんですか。

● 石藤GL

はい。検診を受けた結果、異常なしでも治療になった人でも検診としていったん受けるとカウントされています。市の歯周疾患検診という形で受けられた場合はカウントしています。

● 上野委員

これ先生のほうでは千円プラス治療費になっちゃうから、もうこの千円の分はなかったことにして治療という形で最初からという形になっちゃうんですか。

● 渋谷委員

現実問題としてですね、我々も明らかに治療がなされる必要がある場合に、同じことをやらなきゃいけないこともありますので、現実にはですね検診を抜きにして治療に入っちゃうケースはあるようです。実際に。ですから、それを持って行って、実際費用もかかりますので、なしにしましょうというケースもあるような話も聞いてはいます。その先生の判断によってやられてはいるようですけれども。我々も目的として治すこと、健康になってもらうことっていうと、必ずしも受診率を上げることがを名義していないところもありますので、そういう面は、その場ではやられてはいるようですけれども。

● 熊谷委員

4 ページの幼児の間食の状況なんですけれども、間食を与える時間を決めているというのは八戸市のほうが高くて、3回以上飲食する習慣も高いというのはなんか矛盾している感じがしますよね。ということは、八戸市の子供たちは3回以上食べているっていう、し

かも時間を決めて 3 回以上食べていることになりますよね。一日 3 回以上時間を決めて食べているというのは、何時と何時と何時に。随分多いと思いますね。

● 石藤GL

そうですね。一日 3 回以上だと時間を決めていえるのかどうかちょっと。

● 熊谷委員

時間を決めて 3 回以上っていうならば、異常な気がしますけどね。データのみにみても感じますね。

● 石藤GL

間食を与える時間を決めていっているというのは、保育園ではきちんと決めていっているけれども自宅に帰ってきたらどうかなっていう風なのをどっちに入れてるかはその方の判断なんですけれども。

● 熊谷委員

わかりましたけど、ちょっとデータの矛盾を感じただけどこういう状況なんだなという。

● 岸原部長

他にございませんでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。次は条例制定の趣旨・体制について事務局よりお願いいたします。

〔議事 1 (2)〕

● 石藤GL

では資料 2 をご覧ください。(仮称) 八戸市歯科口腔保健の推進に関する条例の趣旨・体制についてご説明いたします。1) 背景としまして、国では、歯科疾患の予防等による口腔の保持の推進に関する施策を総合的に推進し国民保健の向上に寄与するため、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定いたしました。国の法律については、参考資料 1 の歯科口腔保健の推進に関する法律と概要を御参照ください。八戸市では、「健康はちのへ 21」計画の歯の領域において、歯科保健を推進しているところでありますが、法に基づき、歯科口腔保健の施策を充実させ総合的に推進するため、条例を制定することいたしました。なお、全国的にみますと県で条例を制定しているのは 27 県、市で条例を制定しているのは 20 市くらいという状況のようです。県内で条例を制定している市町村は、まだないとのことでした。

2) 条例制定は、平成 25 年 3 月公布及び施行の予定としております。

3) 実施計画は、市の健康増進計画である「健康はちのへ 21」計画の中に位置づけ、歯を含めた総合的な健康づくり計画を作っていきたいと考えております。なお、次期計画は、平成 25 年度からの計画となりますが 29 年度をめどに中間評価をし、すすめていきたいと考えております。

4) 条例検討の体制ですが、まずは八戸市健康福祉審議会健康・保健部会、本日の会議による検討、また、②庁内の関係課による会議ということで、乳幼児から高齢者、障害、労働衛生、教育関係など歯科保健に関する関係課 10 課が関係課として集まって、検討しております。

次に、スケジュール案ですが、これは現在のところの案ですが、9月3日に第1回庁内関係課検討会議を開催し条例の素案等を検討いたしました。10月17日は本日の会議です。今後は、来月11月にパブリックコメントをとり、市民の方々からも御意見をいただきます。その後、パブリックコメントの結果をもとに、3月の条例制定までに、庁内関係課会議を1回、健康・保健部会を1回（1月中旬頃の予定）開催し最終案をまとめたいと考えております。条例最終案の検討とともに、1月の健康保健部会の会議では、「健康八戸21計画」の最終評価も行い、次期計画の策定の準備もしていきたいと思っております。条例が制定され、来年度に入りましたら、「次期健康はちのへ21計画策定」の策定を7月目標にし、庁内検討会議と健康保健部会を開催して参ります。

以上で、説明を終わります。

● 岸原部会長

ありがとうございました。ただいま条例制定の趣旨・体制について説明いただきましたけれども、これに対してご意見とかご質問ございませんか。

● 山本委員

県内ではまだ条例制定はないということなのですが、そういう制定に向けた動きというのは、もちろん八戸だけじゃなくてあるんでしょうか。青森とか弘前とか。

● 石藤GL

聞いておりません。県にお聞きしましたら、県でも作ることは決まっていないということでした。

● 岡本次長

三沢市が今動いていますね。

● 石藤GL

今、三沢市で動きが出ているそうです。

● 岡本次長

歯科医師会の先生の名前忘れましたが、三沢市で開業している先生、県の健康づくりの歯科の部会の委員にもなっているんですけども、その方がプッシュしたいということで、その人が今動いているというのは聞いています。

● 岸原部会長

いいでしょうか。

それでは次の3番ですが、「条例の素案について」お願いいたします。

〔議事1 (3)〕

● 西村GL

健康増進課管理GLの西村でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。条例の素案についてですが、資料が、資料の3と資料の4ということで2種類ございます。資料の3のほうがですね、条文だけをかいたものでございます。資料の4のほうが、条文とその説明を付けた解説になっておりますので、説明のほうは資料の4を使って説明させていただきます。

資料4の1ページ目をご覧くださいと思います。

第1条はですね、目的を定めてございます。読ませていただきます。

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき本市が行う歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

ということです。趣旨のほうですが、第1条は、この条例の制定目的、内容を端的に示したものとなっております。条文の2行目にあります基本理念は3条で定めてございます。次の市の責務等に関しましては4条から7条で定めてございます。3行目の基本的施策でございますけれども、ここは8条で定めてございます。条文の中に「法律に基づき」というふうにありますので、本来であればですね、条例の第1条のところに歯科口腔保健の推進の必要性というものを書くというのも普通なんですけれども、とりあえず法律に基づきということです、必要性そのものも法律に基づいているというふうなことになっております。必要性について趣旨で説明を加えてございます。以下が必要性について書いてあるところなんですけれども、これも読ませていただきます。口腔の健康は、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康の保持増進のために重要な要素となっています。また、高齢化の進展を踏まえると、生涯を通じて、歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制することは、高齢期での摂食や嚥下等の口腔機能を維持し、食生活の充実や会話が出来ることにつながり、そのことが日常生活の質を高め、健康寿命の延伸につながります。このように、口腔の健康が、市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることから、という、ここまでが必要性というふうになっております。じゃあここからどうするのかということで続きますが、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、歯科医療等業務従事者、健康事業実施者及び市民の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与しようとするものでございます、ということで1条の説明になります。

次は2ページ目を開いてもらいます。第2条は言葉を定義している項でございます。

この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。

第2号 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。

第3号 健康事業実施者 法令に基づき市民の健康の保持及び増進のために必要な事業を行う者をいう。

ということで、趣旨でございますけれども、2条は、この条例で使用する言葉で、意味を統一したい言葉について説明を加えております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。第3条については基本理念を定めております。

市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

第1号 市民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

第2号 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

第3号 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

趣旨でございますが、第3条は、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関して、基本的な考え方を示したものでございます。第1号は、健康を実現することは、個人が主体的に取り組むべき課題ですが、社会全体としても、個人の主体的な取組を支援し、市民の自主的な歯科疾患の予防に向けた取組が生涯にわたって行われるよう、また、市民が歯科疾患を早期に発見し、早期に治療することを促進するという考えで定めております。第2号は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた最適な歯科口腔保健が実施されることで、その効果が高まることから、ライフステージの特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進するという考えで定めております。第3号は、各事業主体の歯科口腔保健の推進に関する施策が、個別的・縦割りの対応にとどまれば、施策の効果が限定的になってしまう恐れがあることから、関連する他の施策の事業主体との連携・協力を努めることにより、歯科口腔保健を推進するという考えで定めております。

次は4ページをご覧ください。第4条ではですね、市の責務を定めてございます。

市は、前条に規定する基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する、ということです。

趣旨ですが、第4条は、市民にとって最も身近な地方公共団体である市が基本理念にのっとり、地域の状況に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組む責務を有することについて定めております。

第5条は歯科医療等業務従事者の責務について定めております。

歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りつつ、基本理念にのっとり、市が実施する

歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする、ということです。

趣旨でございますが、第5条は、歯科医療や歯科保健指導において、歯科医療等業務従事者の果たす役割が特に重要であることから、歯科医療等業務従事者に対し、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力する責務について定めたものでございます。

次に、第6条ですが第6条は健康事業実施者の責務について定めてございます。

健康事業実施者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

趣旨でございます。第6条は、法令に基づき市民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者に対し、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力する責務について定めたものでございます。一つ例を挙げておりますが、法令で、おそらくここは労働安全衛生法等になるかと思いますが、従業員の定期健診を義務づけられている企業が、市の歯周病疾患検診を従業員が受診できるよう職場において周知に努めるとともに、受診の際に配慮することなどを想定してございます。

次に5ページ目をごらんいただきたいと思います。第7条で市民の責務について定めてございます。

市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

趣旨でございますが、第7条は、市民が自ら歯科口腔保健の正しい知識を持ち、生涯にわたって、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療するため、定期的に歯科検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることを、市民の責務として定めたものでございます。また、子どもに歯科疾患があるときは、歯科治療を受けさせることや、子どもに正しい歯磨きの仕方を身につけさせること等家庭における取組も市民の責務に含まれるものと考えております。

次に6ページ目をごらんいただきたいと思います。第8条は基本的施策の実施について定めたものでございます。

市は、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

第1号 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。

第2号 定期的な歯科検診の受診及び歯科保健指導の受診の促進に必要な施策に関すること。

第3号 障害者、介護を必要とする高齢者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策に関すること。

第4号 乳幼児期における健全な歯及び口腔の育成並びに口腔機能の獲得等に必要な施策に関すること。

第5号 学齢期における口腔状態の向上及び口腔機能の獲得等に必要な施策に関すること。

第6号 成人期における健全な口腔状態の維持及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に関すること。

第7号 高齢期における歯の喪失の防止及び口腔機能の維持、向上等に必要な施策に関すること。

第8号 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策に関すること。

趣旨でございます。第8条はですね、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防及び口腔機能の獲得等により、全ての市民が健康で質の高い生活を営むことが出来るよう、市民の歯科口腔保健に関する自主的な取組を支援するための市の基本的な施策を示したものでございます。解説も読ませていただきます。第1号は、歯科口腔保健の推進に関する法律第7条を受け、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発を推進することを定めたものでございます。第2号は、法の第8条を受け、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるために、市民が自ら定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けることを勧奨することを定めたものでございます。第3号はですね、法第9条を受け、障害者、障害児、要介護高齢者等自ら歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者についても、適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策の実施に努めることを定めたものでございます。第4号から第7号までは、法の第2条、第10条及び第12条を受け、ライフステージごとの特性等を踏まえた歯科口腔保健に関する施策を推進することを定めたものでございます。第8号は、第1号から第7号までに例示した基本的施策以外に必要な施策を行う場合を想定して、定めたものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。第9条はですね、計画の策定等について定めてございます。

市長は、前条の施策を効率的に実施するため、歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策を定めた計画を策定するものとする。

2項 市長は、前項の計画の策定又は変更に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者及び健康事業実施者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、八戸市健康福祉審議会の意見を聴くものとする。

3項 市長は、第1項の計画を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

4項 市長は、第1項の計画の適切な進行管理を行うものとする。

趣旨でございます。第9条は、総合的に歯科口腔保健を推進するための計画の策定等について定めております。歯の健康は、全身の健康の保持増進に重要であり、健康寿命の延伸にもつながることから、歯科口腔保健の推進に係る計画は、独立した計画として策定するのではなく、健康増進法第8条の市町村健康増進計画であります「健康はちのへ21」計画の中に、歯科口腔保健の推進に係る目標及び施策を取り込んだ計画を策定いたします。また、計画の策定又は変更に当たっては、パブリックコメント等を行うとともに、関係者

の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進するため、八戸市健康福祉審議会健康・保健部会で検討してもらうこと等を定めております。

次に、第10条では委任について定めてございます。

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

趣旨でございますが、第10条は、この条例に定める事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は、市長が別に施行規則を定めることとしたものでございます。

素案の説明は以上でございます。

● 岸原部会長

条例の素案について説明いただきましたけれども、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。

● 岡本次長

参考までにお聞きするんですけども、8条のですね3号ですか、障害者という言葉が、害の字なんですけれども、たとえば八戸市の福祉でみると目次の2ページ目ですか、第6障がい者福祉のところ、ひらがな使ってますね。八戸市の障がい福祉計画なんかでも、障がいとか障がい福祉とか一部の場合は漢字を使うんですけども、障がい者というふうに人をさす場合は平仮名使うようになってますよね。法律が漢字を使ってるので使っていると思うんですけども、その辺漢字を使うか平仮名を使うか内部で協議はしたんですか。

● 西村GL

一応協議はしたんですけども、もう一度確認させていただきたいと思います。

● 岸原部会長

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

● 渋谷委員

我々歯科医としてはぜひ市で制定していただいて、実際に進んでいただければ、市民の皆さんの健康にとっても足しになると思いますので、ぜひよろしくおねがいします。

● 岸原部会長

他にご質問ございませんでしょうか。

● 上野委員

たとえば、歯科の先生で訪問診療してくださる先生方を市民の方がわかるようなものは掲示されてるんですか。結構探して、問い合わせして来てもらって、高齢者の方でベッド上から動けない方とかすごい探してようやく見つけてきてもらって義歯を作ってもらったりという形で、すごいなと思ったんですけど、実際現場見させてもらって、やっぱり一般の方がそういうところを探してご自分で、そこまで動くとよっぽどのパワーがいるだろうなと思ったので、ぜひそういう情報があればすごくいいなと思ったんですけど。

● 渋谷委員

歯科医師会としてはですね、窓口ではなくて、近所の先生を紹介する仕組み等をつくっておりますけれども。市のほうでも何か。

● 石藤GL

市のほうでは、以前在宅歯科診査という事業を実施していたことがありまして、そのときには実施しているかということで載せていましたが、その後その事業が定着してきたということで、その資料はなくなったんですけれども、現在市民の方に、わが家の健康カレンダーでお知らせしているのは、歯周疾患検診をどこで受けられるかというようなお知らせで、歯科医院一覧を健康カレンダーには載せています。

● 渋谷委員

それは歯周疾患検診についてですね。

● 石藤GL

そうです、歯周疾患検診です。あとは歯科医院に問い合わせさせていただき、来ていただけるかどうかを確認させていただいています。歯科医師会とも相談したいと思います。

● 渋谷委員

もっとわかりやすくできるようにしたいと思います。

● 岸原部会長

他にございませんでしょうか。

● 山本委員

条例の素案っていうんですか、この高齢化社会の本格的な到来というんですか、進展で口腔ケアの充実というのは早急にということで、市の行政の責務とか個人の責務、確かに基本理念に掲げている特に3番、縦割りじゃなくて色々な職域にまたがるんで、実際に条例公布制定して実際の目的事業取り組みにあたって、3番っていうのを特に実施してほしいなという気はします。

● 岸原部会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございませんか。

〔議事2〕

● 木村次長

本日は、委員の皆様から条例に対して貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後の条例制定までのスケジュールについてでございますけれども、11月1日から2週間程度パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の方からご意見をいただく予定としております。パブリックコメントでの意見を踏まえまして、事務局のほうで条例の最終案を作成いたしまして、次回の第2回の健康福祉審議会健康保健部会でご意見等をいただきたいと考えております。次回の健康保健部会の開催の時期でございますけれども、年を越しまして来年1月中旬頃を予定しております。開催日が決まりましたら文書にてご案内を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

● 岸原部会長

本日は本当にたくさんの活発なご意見ありがとうございました。それではこれをもちまして健康保健部会終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔閉会〕

● 司会

これをもちまして、平成 24 年度第 1 回八戸市健康福祉審議会健康保健部会を閉会いたします。

本日はまことにありがとうございました。